

# 火花

第 30 号

1984, 2

# 火花

第 30 号 1984, 2

## 共産主義者同盟（火花）

- ◎ 労働運動のブルジョアの歪曲と闘争し、  
労働者階級の実力闘争を組織しよう！  
― 八四年春闘とプロレタリアートの任務 ―  
P 1
- ◎ 第四インター統一書記局ビューロー声明  
を批判する  
P 6
- ◎ 第三七回衆院選総選挙のしめすもの  
P 8
- ◎ 日本共産党の退潮からわれわれは  
どんな教訓を導くべきか  
P 12
- ◎ 「八三実調」阻止 ― 闘いの中間報告  
P 16

# 労働運動のブルジョア的歪曲と闘争し、 労働者階級の実力闘争を組織しよう！ ― 八四年春闘とプロレタリアートの任務 ―

八四年春闘が始まっている。  
今春闘の特徴は、資本の側が「ベア・ゼロ」攻撃をいよいよもって本格化し、賃金闘争そのものをなぐす志向を鮮明にしたことが第一である。第二に、労働四団体等が史上最低の四割統一要求を決定し、資本への屈服をいっそう進めている点にある。  
われわれはこのことを分析し、八四春闘におけるプロレタリアートの任務を明らかにしておきたい。

## I

まず「八四年賃金闘争連絡会」の賃上げ要求を見てみよう。  
八三年十一月二十五日、彼らは「六割以上」を統一基準要求として決定した。この数字は昨年の七割よりさらにダウンしている。なぜか？  
彼らはその理由として「物価が落ちついている」をあげている。しかし、一方では「労働者のくらしの実態は相変わらず厳しい」（『国民春闘白書』P1）と認めている。

とすれば、昨年以上に要求をダウンさせねばならない必然性は無い。まして、昨年は四割一定昇分を徐けば二・四割と史上最低の線であり、また公務員労働者も、八二年の人勧凍結につづいて二割しか実施されていない。  
にもかかわらず、要求をダウンさせているのは、彼らが資本の側の賃金抑制攻撃に歩調を合せているからに他ならない。  
それは七六年以降、JIC集中決戦が定着し、同盟の「経済整合性論」が賃上げ要求の支配的基調となったことに示されている。

以降、賃上げ要求は「自粛」されてきた。

八〇年代に入ってから、八〇年八割、八一年十割、八二年九割、八三年七割といった「自粛要求」となっている。

これでは資本家にめられるのも当然であろう。

「春闘の前しよ戦は昨年に続いて再び稲山寛経団連会長の『ベア凍結論』で始った。『八四年春闘の賃上げは、八三年春闘の妥結水準を下回らざるをえない』（金尾実日本鋼管社長）とまでエスカレート。『ベアは定期昇給のみ』といった経営側の姿勢は昨年以上の厳しさである」（読売新聞八四年一月五日）。

かくして、八四春闘はまたしても資本の側に押し切られそうである。どうして、こういう状態になってしまったのか？  
資本の側の賃金抑制攻撃はどのようなものか。なぜ、労働諸団体はこれと闘いえないのか。  
次に、このことを検討する。

## II

周知の如く、ブルジョアジーの賃金理論は、「生産性基準原理」である。彼らは「賃上げは生産性を越えてはならない」という。

一月十一日発表の日経連『労働問題研究委員会報告』は、その根拠について、次のように述べている。

「生産性を上回る賃上げをすればインフレになる」「一人当りの人件費の上昇率を国民経済生産性上昇率の範囲内にとどめるならば、賃上げによるコスト・プッシュ・インフレを生ずることはない」（P10）。

この理論は正しいだろうか？

そもそも、賃上げがインフレの原因であるというのがおかしい。  
インフレ（今日ではそれ以外に失業率増大、景気停滞が同時に存在し、トレリンマといわれている）は、超巨大化した独占・独占体の運動・構造。金融上・財政上等の巨大機構（そこでは国家の諸機構が大きな役割をになっている）とその運動それ自体が不可避にもたらしたものである。

彼らは、このことを徹底して隠蔽している。

もう少しいえば、ここでいわれている「一人当りの人件費」とは労働力商品のことである。

いうまでもなく、労働力も含めて、商品の価格は、需要と供給との関係によって、またある程度まで闘争によって決まる。だから、個々の商品の価格は、それに含まれている価値（その商品に必要な社会的平均労働時間）と必ずしも一致するとは限らない。

しかし、トータルにみればそれは一致し、価値法則は貫徹する。歴史的にみても、階級闘争をも一手段として「賃金法則」（エンゲルス）は貫徹され、資本主義は発展してきている。

したがって、この点でも「賃上げ」が今日いわれているインフレとは関係ない。

ブルジョアジーが主張する「賃上げすればインフレになる」というのが正しいとしたら、それは唯一、独占資本主義のもとで独占価格が可能となり、剰余価値率を維持するために賃上げ分を商品価格に上乗せするという意味においてである。

すでに、このようなことは歴史的にも論破しつくされているにもかかわらず、なぜ再び持ち出されているのであろうか。

それは理由のないことではない。それは、同盟。総評はもとより統一懇を含む労働諸団体が「賃上げが消費(内需)を拡大し、景気を回復する」といった理論にもとづいて要求を出している点にある。彼らは、「消費」の見地から、賃上げと資本の利益の同一を説教し、旋しを受けようというのである。

しかし、資本の本質は自己増殖する価値にあり、利潤のための生産が主要な関心事である。労働官僚どもがいつている消費は個人消費のことであり、資本家にとっては第二義的、第三義的である。

事実、ブルジョアジーは「自分達の生産したものの範囲でしか消費しえない」(同前P一)と断言する。

資本家に消費の重要性を語らせるとしたら、それは生産手段と労働力を貨幣と引き換えに購入し、より大きな価値を生み出すためにそれを合体して消費することに他ならない。つまり、資本主義的生産過程(価値増殖過程)での労働力商品の使用価値の消費である。

もとより、この生産過程は資本の支配下であり、ここから出てくる生産物―すなわち、労働者がつくり出した商品とそれに付加した新しい価値―は全て資本家のものである。そして、この過程がくりかえされる―拡大された規模で―以上、労働者が受けとる賃金は、彼自身が以前につくりだした価値(不払い労働)の一部であることを意味する。労働者が生きていくためには、新たな不払い労働を資本家に与えるという条件において、自分の不払い労働を労働力の指揮権と引き換えに買ひもどさなければならぬのである。

資本家が資本家でありつづけ、労働者が労働者でありつづけるのは偶然ではなく、資本主義的生産過程(G-W-G)そのものの筋書きである。

労働四団体等の労働官僚どもは、このことに基づいてその無自覚である。なるほど、「ペアゼロ」に彼らは反発している。

例えば「新年度の実質成長率(政府予測四%)が上昇しようともそれに関係なく、定昇しかあげないのは、日経連が従来から主張してきた『生産性基準原理』とも矛盾する暴論」(国民春闘会議―読売新聞八三年一月二日)と。

なんと弱々しい反発であろうか。彼らは自分が「生産性基準原理」に屈服しているからこそ、それに「矛盾する暴論」と反発しているにすぎない。

なぜ、それが資本の本音であることを暴露し、「定昇」という奴隷的賃金体系への封じこめと闘争するために、労働者階級の大規模賃上げを掲げた実力闘争を呼びかけないのか。ここでも、彼らは反動的である。

#### IV

ところで、先に、労働諸団体の官僚どもが「生産性基準原理」に屈服していることを見てきたが、このことは諸要求を取り上げるさしはどとなるであろうか。

国民春闘会議は、賃金要求の他に、「労働時間の短縮」「雇用保障」「安全衛生・災害保償」「健保改善阻止」「公年金制度」「大幅減税と不公平税制の是正」「住宅・住宅環境の改善」等を取り上げている。

しかしその取り上げ方は、労働者階級の要求としてでなく、「国民的要求」としてである。

だから、「賃金決定は、生産基準原理によるべし」(同前P八)とは、資本家の資本家としての断固たる要求であり、闘争宣言に他ならない。

これに対し、賃上げや福祉の要求を、景気の回復のためといって資本家にこびて提出するのは無力であるばかりか、「生産性基準原理」への屈服であり、まったくの奴隷根性である。

労働者階級にとって、景気の回復が問題なのではない。問題なのは、景気の後退(不況)が産業界備軍を増加させ、貧困、圧迫、隷属、搾取、労災、生活苦を強めることを、また景気の回復がいつても労働者に犠牲を転嫁することによって行われたことを暴露し、労働者に資本主義に対する断固たる闘争を呼びかけることである。

賃上げは「生産性基準原理」にもとづいてめぐんでもらうものではなく、労働者階級が力で、闘争によって勝ちとるものである。

自覚した労働者は、これらの点でも、労働諸団体がブルジョアジーに完全に屈服していることを知らなければならぬ。

#### III

ここで「定昇」について少々述べておきたい。

「定昇」とは理論的にいっても、実践的にいっても「賃上げ闘争」とは無関係である。それは、わが国の年功序列制という賃金体系に他ならない。

したがって、「定昇のみ」「ペアゼロ」とは賃上げ闘争そのものの否定を意味する。実際、「定昇―個人別昇給」のみとなれば、労働者階級が団結して資本と闘う必要性はなくなるであろう。

また、労働者階級の運動との関連においてはでなく、それと無関係に独立させて要求している。

いうまでもなく、資本主義のもとでは賃上げ一つとってみても、インフレや増税によって実質上引きもどされる。これは労働官僚どもでさえ認めている。

「賃上げのうち一%ほど税金によって打ち消されてきた」「可処分所得はさらにインフレによって目減り」(『国民春闘白書』P五)。

また他の諸要求―資本の支配の結果に対する闘い―が実現しえたとしても、それはいつでも部分的。一面的である。そして、それさえ、資本家の譲歩としてだけでなく、懐柔策としてある。

したがって、これだけでは出口のない「どうどうめぐり」にならざるをえない。労働者は、いつまでたっても、かつてイギリスのチャーチストが呼んだように賃金奴隷のままである。

とすれば、こうした諸要求を実現するための闘いを、資本主義制度の廃絶と結びつけて闘わねばならぬ。

その時は、この闘いは単なる諸要求のための闘いではなくなる。その時には、それは労働者階級を肉体的・精神的な退化から保障し、彼らの政治活動を保障するための闘いとなる。

しかるに、労働官僚どもはこの原則に背を向け、諸要求を独立させて、羅列しているにすぎない。

これは春闘を「国民春闘」として提起して以降の特徴である。

#### V

いったい、春闘が今日のように国民春闘といわれるようになった

のはいつ頃からか。

正式には七三年からである。しかし、その出発は一九六九年秋に結成された七〇年春闘委が、賃上げとともに、最賃制・減税など「十五大要求」を掲げたことにある。

これは六〇年代春闘の行きづまりと無関係ではない。

一九五五年に始った春闘は、労働者が一つの階級として経済闘争においても統一行動を行ってきたことに意義を有する。しかし、春闘は、政治闘争重視から経済闘争重視への転換といわれるように、といてもここでの「政治闘争」とは高野路線に代表される「平和と民主主義」を基調とするものでしかなかったが、労働者階級が独自に政治闘争に決起していく志向の後退を意味する。そして、政治闘争との結合という点では、社会党―総評ブロックの確立にみられるように、議会主義、組合主義的政治を純化させることになる。

かくして六〇年代においては、資本主義の繁栄のおこぼれにあずかるブルジョア経済主義に労働運動を歪曲することを定着させた。それは、資本の「バイの理論」に屈服し、賃上げと、労働強化・労災・職業病等とのバーターとしてあった。だから、六〇年代末にだれの目にも鮮明になったインフレ・住宅難とともに労働者大衆の状態の悪化は、春闘・賃上げ中心の組合主義的政治による労働運動の歪曲に支えられていたのである。

ここに、賃上げの要求に「国民のための要求」を付加し、運動の行きづまりを隠蔽せんとする志向が生れる。こうして登場したのが、「国民春闘」なのである。

そして、重視しなければならぬのは、それが六九年秋という、運動の一大高揚期になされた点である。つまり、それは、運動が高

揚し、国家権力の構造をとらえるほどに発展しつつある時に、資本主義を前提とした政策・制度要求と賃上げとの結合を「国民春闘」として持ち上げ、階級闘争全体をブルジョア的に歪曲する役割をもっていたのである。

ただし、七〇年代前半はまだ運動の高揚がつづいており、労働者階級のストライキや賃上げが下からのエネルギーを背景として実現された。しかし、後半に入ると、賃上げも一ケタに押さえられ、ストなし<sup>①</sup>が始まっている。

今日では「国民春闘」とは、労働運動が帝国主義的労働統一がらみで、春闘としても満足に成立しえなくなっていることを隠蔽するものとなっている。それは組合主義的政治の、終着駅<sup>②</sup>に他ならない。

統一懇は八〇年代に入って、春闘が「管理春闘」となったことをとらえて、変質したとし、「国民春闘再構築」を主張する。しかし、それは「国民春闘」が、労働運動の賃上げ一本やりへの歪曲の破産のビボウ策であることに無自覚なまま、美化するものでしかない。

しかし、だからといって、労働者が春闘を利用しないのはまちがいである。

以上から得られることは、春闘を利用してこうした労働運動のブルジョアの歪曲と闘争することであり、権力奪取をテコとして資本主義制度の廃絶をめざす労働者階級の運動全体と、賃上げや労働時間短縮等の要求をしつかりと結合させねばならない、ということである。

自覚した労働者は、そういうわけだから、「国民春闘」に反対し、あくまで労働者階級として独自に要求を掲げ、断固として実力決起を春闘を利用して組織しなければならぬ。

## VI

日経連は、八二春闘を総括して「今春闘をストなし春闘の元年にした」と豪語した。そして事実、八三春闘を「ストなし」一個々的な中小企業を除けば封じこめた。

そして、八四春闘の方針として、「ベアゼロ・定昇のみ」といって、賃金闘争そのものをなくすべく策動している。

今、労働者大衆の中には、資本の側の人勧凍結やベアゼロ攻撃に対する憤激が増大している。また、労働官僚どもに対する反発もひるがりつつある。

したがって、総評等の官僚たちは、一定闘うポーズをしめさざるをえない。

「統一ストも含めた四月上旬決戦」「官民統一闘争」（総評黒川議長―読売新聞八三年一月二〇日）。

「国民春闘の官民統一闘争に合わせ、ヤマ場にストを配置する」（公務員共闘―朝日新聞八三年一月二四日）。

しかし、これに対し、同盟が「違法スト（官）とは統一行動をとらない」とゆさぶりをかけている。これは、春闘のヘゲモニー争い（労働統一がらみでの）がストをめぐってもあることを示している。

## 第四インター統一書記局ビューロー―声明を批判する

総評にしろ、公務員共闘にしろ、ストのアドバルーンを上げた後、なんと裏切ったかは、ここ数年の春闘や人勧闘争をみれば明らかである。労働者は彼らにいささかの幻想ももってはならない。

また、統一懇にしても、春闘や人勧闘争のさなかに「公務員―全体奉仕論」「教師―聖職論」を改めて主張し、「画一スト反対」といって、徹底してスト妨害をやったことを忘れてはならない。

もし、彼らがスト指令を出したら、それはただ、労働者大衆が下から決起し、そのエネルギーが彼らの役割をこえて、独自に発展していく可能性が出てきた時だけであろう。

はつきりしていることは、彼らはまったくあてにならないことである。労働者階級には独自にストも含めて実力決起し、その団結力を強化するためにこそ、八四春闘を闘うことが求められている。

そして、この闘いを首尾一貫さすためには、自己を労働組合にだけでなく、共産主義者同盟（火花）に結集し、協力して社共にとつてかわる真に革命的な労働者階級の党を建設しなければならぬ。

参考論文①「プロレタリアートはなぜ、準備会春闘―統一労組

懇春闘に反対しなければならぬか？」（火花五十一）

②「またしても労働官僚どもの裏切り―公務員共闘・

日教組の人勧闘争」（火花五二八）

『世界革命』八三年十一月二日号に掲載された第四インターナショナル書記局ビューローの声明「米軍はグレナダから撤退せよ、帝国主義の軍事介入を許すな」は、徹頭徹尾ブルジョアジャーナリズムに毒された、左翼評論家のオンシャベリである。第四インターナショナルという大それた名前をもったこの水ぶくれした国際組織が、国際階級闘争―国際共産主義運動に何らの影響力をもちえず、常にひかえめな反対派でしかありつづけてこず、またこれからもそうではないかというところが、この声明にもはっきりと示されている。

第四インターといえ、中南米においてかなりの大衆的基盤をもっている組織である。この第四インターが、中米でひきおこされたアメリカ帝国主義の蛮行に「大人」ぶった評論しか下せないというのはどうしたことか。この「声明」には、自らのプロレタリア国際主義に基づく何らの具体的行動の呼びかけがない。ただ「キューバとニカラグアがグレナダ防衛のための大衆動員を呼びかけた唯一の政府であった」と御高見を被擡し、後は「カイライ政権のデッチ上げを許すな」という弱々しい「呼びかけ」だけである。

第四インターが実践上このような腰の入りぬ方針にうつつをぬかしているのは、トロツキー以来の「労働者国家無条件擁護」なる教条の上にあぐらをかき、具体的に現実の階級関係・階級闘争・党派闘争を分析しようとしていないことと照応している。「声明」は、何らの分析もなしに、キューバ共産党とビショップ派への支持を表明している。といっても、何となく漠然とフニキとしてそうしているにすぎない。「声明」は、

「ニュージュエル運動内の対立と十月十九日の軍によるモリス・ビショップの打倒とその後のビショップや多くの閣僚の処刑は、グ

レナダ人民大衆内部の混乱とろうばいを作り出し、アメリカの作戦に好都合な情況が生まれた。」と。

「混乱とろうばい」などよくも平気でいえるものだ。このことばに第四インターの分析の欠如と、それゆえに漠然たる気分による現実への評価・断定は象徴されている。彼らは、はっきりと口には出してはいないが、労働者国家無条件擁護の現代化された教条にしがみついている。つまり、スターリン主義批判で現実にある様々の労働者国家。党をなで切るわけにもいかず、といって現実を具体的に分析することもせず（できず）、スターリン主義となんとなく一線を画していると自ら私念する革命政権。党を支持するとしているのだ。かつて、ベトナム・カンボジア。中国戦争でベトナムの党と国家を支持したと同じように今回、フニキだけで、キューバ共産党。ビショップ派を支持しているわけだ。だが、労働者国家無条件擁護とは口に出せない。ビショップ派のグレナダが労働者国家なら、コード。オースチン派のグレナダも労働者国家に違いないからだ。とすれば、こうした教条を捨て、現実があるがままに分析し、党派闘争を評価しなければならぬ。彼らはその前で立ち止り、イデオロギー化したプロレタリアートにとって有利か不利かという想念に逃げこみ、現実のニュー・ジュエル党々内闘争に焦立ちをおぼえるのだ。

どこまでいっても彼らにとって現実には、不安を与え焦立ちを与え不可解なるシロモノであり、解釈の対象なのである。第四インター―その日本支部の連中がスターリン批判を掲げながら、日本共産党―スターリン主義諸党に融合していきつつあるのは、理由のないことではない。

### 第三七回衆院総選挙のしめすもの

「（普通選挙は）労働者階級の成熟度計である。それは今日の国家では、それ以上のものとはいえないし、また決してならないであろう」（エンゲルス『家族・私有財産および国家の起源』国民文庫 P.二二五）

#### Ⅰ 勤労大衆の多数が、自民党政府に「ノー」を意志表示

十二月十八日に行なわれた第三七回衆院総選挙で、自民党は著しく票を失った。それは、議席三六減・得票総数二二八万二千票減、絶対得票率三・五%減というものである。

この敗因について、自民党中曾根は、天候や選挙戦術の失敗、また「田中問題」の影響をあげている。そして、選挙後の組閣において、彼は田中と「距離をおく」ことを約束している。

しかし、これは、勤労大衆をどこまでも愚弄するものである。というのも、今回の選挙は「田中問題」（政治倫理）をめぐって

のみあったわけではない。もしそうだとしたら、今回の選挙で田中派が、最も議席を減らしていないことに、納得できる説明はできないだろう。

選挙中に中曾根自身が語ったように、今回の選挙は昨年十二月に発足した自民党中曾根政権の「仕事」（軍事・外交・行政）を問うものであった。そして、これに対し、現職閣僚三名（防衛・文部・労働）の落選に見られるごとく、勤労者大衆の多数が「ノー」を意志表示したのである。

ブルジョアジーと自民党は今回もまた、多くのところで金をバラまき、直接票を買い取った。また、独占的に所有しているマスコミ、公共施設等の宣伝・扇動の手段をフル動員し、詭弁を弄し、票をか

き集めた。こうした状態の下で、今回のように、勤労大衆の多数が自民党に「ノー」を表明したことは、十分評価されなければならぬ。

## Ⅱ しかし、ブルジョア政府が決定的に敗北したわけではない

といっても、圧倒的多数党派として存在する。しかも、その支配を維持するための様々な手段をもっている。例えば、過半数割れに對しては、無所属から八名を利権、金やポストで迎え入れ、それを防衛している。そして、新自由クラブと連立でも明らかになったように、「中道派」というたのもししい味方を持っている。

今回の選挙では、「中道派」が一定台頭したが、彼らの政策には自民党とかわるものはない。彼らは「田中批判——政治倫理」を口にしたが、それは河本派や三木派のそれと同じである。一地域の土建屋を軸とする政治を批判し、より独占の意を体现するスマートな「政治」を対置しているのが、彼らの特徴であるぐらいだ。ただし、これは田中が独占の利益を代表していないということではない。現在の日本資本主義のもとで、独占の利益と、地方の土建屋の利益は結びついている。

だから、自民党が危機に陥るや、彼らはこぞって、「連立」競いをやっている。

かりに、「中道派」の政権が生まれても、ブルジョア政府であることにはかわりない。

周知の如く、現代の国家は官僚機構や軍隊・警察・裁判所等で成り立っている。そして、議会はこの国家機構の一つの「制度」に他

ならない。

「どの議会主義国家でもよいから一瞥してみたまえ。真の『国家』活動は舞台裏で行なわれ、各省や官房や参謀本部が遂行している。議会では、『庶民』を欺こうという特別の目的でおしゃべりをしてゐるにすぎない」(『国家と革命』L全二五・P四五六)

いまでは、国家機構を破壊しないかぎり、議会でどのような政權交替も、資本の支配を根本的におびやかすものではない。

「中道派」は、今回の選挙結果をとらえて、「保革伯仲の再来」といつているが、労働者階級にとっては何の意味もないことである。労働者は、それが大衆を欺瞞するためのものであるということを忘れてはならない。

## Ⅲ 社会党のブルジョア政治との融合がすむ

ところで、今回、労働者大衆の一部が「中道派」に票を入れたとしたら、それは労働運動に対するブルジョアイデオロギーの根深さと、帝国主義的労働統一による困い込みの進展の結果に他ならない。では、社会党の議席が増えた点はどうか？

彼らはそれを、「ニュー社会党」の勝利と総括する。それは、社会党が、安保・自衛隊・行革等をめぐってブルジョアジーの政治と融合して、議席を増やした(十一議席)というなら正しい。

しかし、その内実を見ると、決して勝利と喜べないはずだ。現に議席以外の数字をみると前回と比べ、得票数では三四万五千票減らし、絶対投票率では十四・一％から十三・四％に落ちている。つまり、「ニュー社会党」路線が、勤労大衆により支持されたわけではない。

ないのである。

なにかんづく、都市部で票が著しく減っており、労働者大衆の不支持が目立つ。

こうした点をよく分析してみると、議席が増えたのは、労働統一がらみで、「中道派」と選挙協力を一定成功させたことによることがわかる。だから、それは、「中道派」の台頭と同じ基調、同じ現象である。

したがって、選挙後の自衛隊「違憲・合憲論」やレーガンとの会談のための訪米発表(今春予定)に見られるように、彼らは「中道派」とともに、今後ますます、ブルジョア政治との融合を強めていくであろう。

そして、当然、労働者大衆もまた、彼らに対する支持を減らすだろう。これはよいことである。

## Ⅳ 日共は労働者大衆から、いよいよ見捨てられつつある

政治的にみて、自民党政治の破産を暴露する好材料がそろっていてもかわらず、日共は見事というほかないように敗北した。それは、得票率(〇・五％減)、得票数(五〇万票減)、絶対得票率(〇・八％減)、議席(三減)といった具合である。

彼らはこれを、「反共宣伝」「争点かくし」が原因と総括している。しかし、そういうことは今回に限ったことではない。

結局、彼らは、内在的に総括することがこわいのである。なぜなら、その場合、自己の路線的破産が問題になるからである。

小ブルジョアジーの利益擁護を公然の立場とするこの党が、金子

村上等の党幹部を落選させたように、大都市で勤労大衆の票を失ったのは当然であろう。

田中の二二万票を見ればわかるように、小ブルジョアジーはその利益を守ってくれる(これは公共事業や補助金の配分を通して行なうのが主である)のは、独占と結びつき、政権党を媒介としてであることを知っている。

民主商工会の後退は必然だったのである。

今や民主連合政府戦術は誰れの目にも破産が明らかとなっている。今回の選挙で彼らが提起した政策は、「中立・自衛」から「農産物の貿易自由化阻止」までのどれをとっても自民党や「中道派」と本質的にないのでもない。ただ、彼らの特徴といったら、弱々しく「軍事費を削って福祉にまわせ」という空論を付け加えていたぐらいである。

今後、彼らが労働者階級の中で、いつそう衰退するのは不可避である。

## Ⅴ またも社共への幻想をふりまいた第四インター、赫旗

第四インターは、今回もまた社共への投票を呼びかけた。彼らの犯罪性については「火花」二五号で暴露したとおりである。

なお、この点は赫旗派も同じである。

「中曾根自民党政府打倒・闘う左派を議会へ」「この、闘う左派の政治基準は反金権・反戦・反安保・反行革・反差別・反原発・改憲阻止・闘うアジア人民との連帯である」(『赫旗』十二月十日号)とってつけたような「闘うアジア人民との連帯」を除けば、皆、

社。其のそれである。

彼らは、「ブルジョアの抑圧の武器」「大衆を偽善的な看板でだまし、議員の金銭的、取引的の術策をおおいかくし、ブルジョア国家統治機構の不可侵性を保障してきたもの」というブルジョア議会の階級的な性格に背を向け、美化している。議会を利用するということを、彼らは社・共に追従し、議会の美化することとすりかえてゐる。

労働者大衆が彼らを見捨てたのは当然である。

## VI 真に革命的な労働者階級の単一党の建設こそ緊要である

以上からも明らかごとく、今選挙を通して、議会制民主主義、選挙闘争の枠の中では、ブルジョアとプロレタリアートの闘いは、目に見える形ではあらわれていない。公然とあらわれているのはブルジョア内部の利権、派閥争いであり、ブルジョアと小ブルジョアとの闘いである。

たしかに、今選挙で、勤労大衆は自民党政府に「ノー」を意志表示した。しかし、それはブルジョア政府全体にたいするほど力強いものではない。

この意志表示を、ブルジョア政府、ブルジョア国家機構の破壊にまで押し広げるためには、社・共に代表される排外主義・日和見主義潮流を一掃しなければならぬ。

議会を利用すること、それを「プロレタリアートを啓蒙し、教育して自主的な階級政党に組織する一手段・労働者の解放をめざす政治闘争の一手段」として闘うことは必要なことである。しかし、その場合、ブルジョア議会が階級抑圧の武器であることを忘れないうにしなければならぬ。

今選挙はまたしても、真に革命的な労働者階級の単一党を建設することの必要性、その緊急性を鮮明にした。それなしには、プロレタリアートはかかる闘いを組織することはできない。

第三七回衆院総選挙がしめたことは大体以上のようなことである。

## 日本共産党の退潮から我々はどんな教訓を導くべきか

『前衛』84.2の桑原信夫論文(「地区委員長のあり方を考える」)は彼らの焦りをよくあらわしている。

II 桑原は今日の共産党が陥っているマイナス面を次のように抽出する。

「今日、党員数では五〇万になってきていますけれども、そのなかで未結集がでている。十二条該当者がふえていて、日常的な活動参加がへっている、党費納入率が低下している、そして支部長もいないような支部もある、指導部もよく構成されていないような党組織もある。こうなると大きくはしているけれども、党組織をほんとうに指導、運営していくことについて、十分成功していないという自覚が必要だと思ふんです」(p.124)

まことに率直なる意見一危機感の吐露だが、こうした情ない事態が何故生まれてきたのかの分析はない。中央はいつも正しかったのだ、だが、それを具体化する地方レベルがだらしがなかったのだ、というところに帰着する。はっきりいってこの長大なる論文のべらけているのは結局次のことばにつきる。

「ここでいちはん問題にしたいと思うのは、地区委員長がもっとも留意すべき点として、……やはり中央の決定をよく理解して、それにもとづいて地区党で決定を具体化することです」(同上p.120)

この、正しい、中央の方針を具体化する能力がなぜ各地方、現場で低下しているのか、の分析がなされず、あれこれのまことに細か

I はじめに

八三年末の総選挙の中で注目すべき現象の一つは共産党の敗北である。議席減のみならず得票数においても得票率においても下降するという代々木派にとって深刻な事態となった。とりわけ都市部における凋落が激しかったことは注目に値する。

これは、都市小ブルに主要な支持基盤を求めることによって推進してきた民主連合政府路線が最終的に破産したことを意味している。民主連合政府路線は高度成長期にあつてはじめて可能なものであつた。依拠する基盤を下層から都市独立小商品生産者(所有者)、教員・公務員、小ブル・インテリ等へと転換することによって、また全国的な中流意識化の状況の中でこそ倍々ゲームは可能にされてきたのであつた。しかし事態は変わった。一旦切り捨てた下層を再組織化する体制・能力を彼らは既にもっていない。他方、都市中間層は階級矛盾の激化の中で不可避に分解し共産党離れをおこし、その多くは自民党支持へと走っている。共産党のかつての強大な支持母体たる民主商工会等は著しく弱体化している。

民主連合政府路線の下での水ぶくれによって党員の質は急速に低下し、各地方の中心的カールドル層が弱体化した。足腰の弱さが今、はつきりとしてきた。共産党の退潮は決して偶然のものではなく、階級矛盾の激化が不可避にもたらしたものである。小ブル党の腐敗と解体である。

こうした事態の中で代々木官僚はしめつけにやっきである。狙いは足腰の弱さの克服、各地方の中堅カールドルの再組織化・強化である。



な処方箋を述べたてつ、能力の低下を克服せよ、というハッパかけと、なんでこんなことになったのか、というグチが長々と述べられていくのである。

党の力のもっとも明確な水準器たる中堅カードルの量と力量の全体の低下は、まさしく彼ら代々木一派の路線そのものの今日での不可避の結果なのであって、ここを切開しないかぎり、桑原君の焦りは空転するだけである。

### III

党建設においてもっとも大切なことの一つは、そのときどきの階級闘争の地平（水準）をもっともよく体現しているいわゆる先進的な活動家層——あれこれの政治的サークル、グループの中核部分を占める活動家層——との結びつきをどのように実現しているかである。この結びつきは様々のレヴェルでありうるが、この強さ・深さ・広さが党の強さを示す。あるものは党員であり、またあるものは非党員であるこれらの活動家および彼らのグループ・サークル等をどのように指導しているか、また彼らに、どのように支持されているか、どの程度彼らに党の権威をうちたてているか、である。桑原君はこれをみようとしない——これについて分析しようとはしない。地区委員長に桑原君が第一に述べるべきことは、当該地区の先進的労働者層との結びつきの点検を行えということであるが、このことは一切ふれられない。ただ天下りのにせめつけ強化をあれこれの細かなハウツー話して色付けして宣言しているだけである。

代々木の党組織が中央—地方—地区—支部という固いヒエラルキーを形づくり、閉じた組織となっており、党員と非党員との区分が機械的になされている限り——この機械的な区分と表裏一体をなすものこそ、十二条党員の増加、ズブズブの水ぶくれである——地区の責任者（職業革命家）がもっとも心を砕くべきその地区内の先進的労働家層および彼らのサークル、グループの状況、政治地図、活動方向等々の

分析と指導に目がむかない。桑原君はしきりと宮本や不破のことをもちだし、「もっと上をみならえ」とのたまう。「もっとまわりをみよ」、「もっと下をみよ」とは決していわない。

### IV

レーニンが党建設において階級闘争の指導全般において常に各地方の先進的な活動家層、その組織に注意を向けた。革命家の組織と大衆組織との中間に位置するこの仲介者にこそ要点があるとレーニンは明言する。「仲介者の組織」についての詳細は本誌No.24の「レーニン組織観の復権のために」をみてほしいが、レーニンは秘密性の程度、党に対する責任の負いかたという点から次の五つに組織を分類している。

「(一) 革命家の諸組織、(二) できるだけ広汎で多種多様な労働者の諸組織（私は労働者階級だけに話をかぎっているが、他の階級のある分子もまたこの一定の条件のもとでは、ここにはいることはいうまでもないことを前提としている）。この二つの部類が党を構成する。さらに、(三) 党に同調する労働者の諸組織、(四) 党に同調してはいないが、事実上党の統制と指導に従っている諸組織、(五) ある程度まで——すくなくとも階級闘争の大きな現れの場合には——同じように社会民主党の指導に従う、労働者階級の未組織の分子」(『一步前進、二歩後退』全集第七巻 p.274)

この(二)、(三)に分類された諸組織こそかの仲介者の組織である。だが両者の区分は機械的になされるものではない。時期や場所、また機能によってそのつど具体的に決定されねばならないものである。党委員会にその決定は委ねられている。

この仲介者の組織に終始目を向けていたレーニンにとって、このうちのどの組織が党に入るべきか、どの組織は党に入らずとも良いか、またどの組織は党に入ってはならないか、は極めて重要な具体

さて、代々木派の足腰が急速に弱まっている一方で、いわゆる新左翼諸派の足腰が強まっているわけでは決してない。とりわけブント系諸派はそれぞれが実態的には政治サークル（グループ）であり、ただ極めて密度の高い理論と政治性を保った核を形成しているという状態にある。我々もその例外ではない。レーニンが終始注目していた先進的労働家層、その組織との結びつきは弱い。これらの層、諸組織はしかし、かなり広範に存在しており、それぞれが狭い個別闘争の枠内で、シコシコと運動を続けている。これらの多くは党派アレルギーをもち、党派の指導を拒否し、普段は個別闘争の枠から出ることもなく、ときおり反核集会等に個々に参加するという活動スタイルをもっている。彼らが狭い個別闘争の枠内にあるかぎり、そして党の指導は必要ではなく、レーニンが『なにをなすべきか』で述べたような、労働組合の書記、といった存在である。ところが彼ら自身の大衆との結びつきはというと、その政治性の狭さに規定されてほとんど広がりをもたず、結局、そういつてよければ××闘争（課題）についての職能サークルとなっている。彼らの多くは六〇年代末、七〇年代初頭のどちらかという無党派活動家、党派から離れた活動家およびその後裔であり、それなりの闘いの蓄積をもち、一定の狭い範囲内ではあれ大衆に対する権威を築きあげてきており、しかもこの間の階級矛盾の深まりのなかで、それまでの狭い枠内にますますとまっけておれなくなっている。かなり広汎に存在し、闘いつづけているこれらの先進的労働家層、組織とどのように結合していくのが、今、厳しく全ての党派に問われている。

問題であり、第二回党大会に提出された規約案第一条の「党の組織に加わって」というくだりは、ここを解決する基準としてあった。この点でレーニンに対してマルトフとスターリンは表裏一体をなすにすぎない。マルトフは党に同調するものすべてを曖昧に党員と考え、他方スターリンは党員を経営細胞を中心とする、理念化された党組織なるものに属するものと機械的に規定した。共にかの仲介者、その組織を考慮していないのである。

レーニンはこれに対し『なにをなすべきか』、「一同志に与える手紙」、「チェ宛の手紙」等に明らかなようにこの仲介者およびその組織を注視していたのであって、この観点から六月三日体制（＝反動期）においては「合法および半合法的労働者団体の網にとりまかれた党細胞の総計としての非合法党」（全集Vol.10, p.208）という定式を与えた。この時期盛んに問題とされている細胞はまさしく反動期という条件の下での仲介者の組織の一つのありようであった。細胞についての次のレーニンの観察はこのことをはっきりとものがたっている。

「党の実際の状態は、げんざいつぎのとうりである。地方にはほとんどいたるところにはっきりした形をまったくもたない極度にちっぼけな、片々たる、定期的に会合をもっていない、党維持派の労働者グループと細胞がある。彼らはいたるところで、組合やクラブのなかで、解党派の合法主義者とたたかっている。彼らの間には結びつきがない。文書を見ることは極度にまれである。だが、労働者の間では威信がある」（全集Vol.17, p.201）

また、細胞という名称について「このことばは、外部的諸条件のため、小さな、きわめて弾力性に富んだグループやサークルや組織をつくらなければならぬという思想をよくあらわしている」と述べ、細胞が革命家の組織と大衆組織との接点にある党組織であることを鮮明にしている。

### V

彼らをどのように党の指導と統制の下におくのか、彼らにどのように党に対する責任の一端をになわせるのか、そのためには彼らにまずなによりも判断の材料を提供することが必要である。六〇年代末、七〇年代初頭の党の敗北——とくに七二

年の二つの闘争における党的敗北——以降、各党派はどのようにその敗北の経験を教訓化し、闘ってきたのか、の実際上の資料が提供されねばならない。彼らが実地に自らの頭を使って、自らの経験にてらして、この一〇年余、各党派が一体何をしてきたのかを検討し、判断することが第一に重要である。

VI 争う余地なく明らかなることは、七二年の二つの闘争以来、一つの大きな潮流となった悔い改めた清算派、ソヴェト運動主義派、つまり合法主義派と、あくまで内乱・蜂起・革命戦争の現実を認め、それに直ちにも用意のある非合法党を建設せんとする我々を含めた部分との亀裂の深さと大きさである。

前者は、まず、今すぐ突撃を呼びかけることはナンセンスだ、正規の攻囲を形成せよというかけ声によって革命戦争・武装闘争を将来のこととして否定し、次いで、組織上も、合法領域の利用の美名の下に非合法組織を切り捨て、なにがなんでも合法党を建設せんとつっぱした。彼らが過去何度も統合を試みつつも、常に野合に終り、分裂を結果させているのは彼らの出発からして、またその後の一〇年の闘いの軌跡からして不可避である。直面した課題たる政府権力問題に解答を与え、武装闘争を含めたあらゆる事態に用意のある非合法党を建設すること——この課題から逃避し、自らのありようを合理化していることからしてそれは不可避であった。心ある先進的労働者のまゝに既に彼らは十分に暴露されている。

我々は我々自身の一步一步を、いわゆる清算派潮流にたいする党的闘いを引きつづき先進的労働者の前に明らかにし、武装闘争を含めたあらゆる事態に用意のある非合法党建設の事業への参加を呼びかけていく。

(補)

現在の階級情勢や党派、また先進的活動家、大衆諸組織の具体的分析を、われわれは各号での運動報告等でおこなっている。そこでもりかえし明らかにしているように、今日では先進的活動家、あるいは労働者大衆と結合していくにあたって、種々の日和見主義に対する仮借なき闘争を不可欠とする。

しかも、最近「論争を暴力で解決する」やり方が生れているため、それは極めて多くの困難を有する仕事である。本稿でわれわれが明らかにしているのは一般的な問題の所在と立場である。だから、本稿はぜひとも、運動報告等関連論文とあわせて検討してほしい。

## 「八三実調」阻止闘争

### 「たたかひの中間報告」

I

政府・厚生省による「一九八三年度精神衛生実態調査」(以下「八三実調」とする)の賛否をめぐる論戦、(強行阻止)の攻防が、全国津々浦々で展開されている。そして、この論戦・攻防は、本年二月の「実調」二次調査をまえにして、いよいよはげしいものとなるだろう。

「八三実調」阻止闘争は、どのような経過で闘われてきたのか。また、この闘争は、われわれ労働者(階級)にとって、どんな意味をもち、何を問うているのか。これの点について、次に少し書くことにする。

II  
いわゆる「実調」は、今回が最初というわけではない。戦後においては過去三回、すなわち・五四年、六三年、七三年と、ほぼ

十年ごとに行われてきた。しかし、七三年に行われようとした第三回めの「実調」は、「精神障害者」やその家族、精神医療に従事する労働者をはじめとする広範な人々の反対運動の結果、実質上、阻止されたのである。

なぜ、「七三実調」に対して、広範で強い反対運動がまきおこったのだろうか。五四年、六三年の「実調」が、調査の過程で、「精神障害者」の人権をいちじるしく侵害し、自殺者を出すほどの苦痛を強いたこと、調査結果が「精神障害者」の苦悩を強める差別的政策の基礎資料とされたからである。たとえば、六三年の「実調」では、「どうもあの人は変だ」「脳がたりない」「低能者」などといった差別まるだしの視点のもとで、まさに「精神障害者狩り」としかいえないような調査が行われた。そしてその結果、精神病院のムチャクチャな増床政策に端的にみとらる隔離・収容政策の強化、「精神障害者」のリストアップと日常的な監視を目的とした地域管

理体制の整備などの差別的政策がおしすすめられたのである。

・五四年、六三年、の「実調」は「精神障害者」差別の強化しかもたらさなかった。この事実こそ、七三年「実調」に対して全国的な反対運動がもたらがった根拠にほかならない。

さて、それでは今回の「実調」は、どうだろうか。厚生省は、これまでの精神衛生行政（「実調」をふくむ）が「精神障害者」にはかりしれぬ苦しみをあたえ、差別を助長してきたという歴史的事実を真摯に自己批判したうえで「八三実調」を出してきたのだろうか。今回の「実調」の内容や「実調」をめぐる諸々のやりとりから判断して、残念ながら、厚生省の姿勢に変化はみられなかった。厚生省が今回の調査を「精神障害者のため」とうそぶきながらも調査の当事者たる「精神障害者」の団体との話しあいももちろん「実調」に関する話しあいだ、ノを拒否している事実ひとつをとってみてもそれは明らかだろう。しかも、今日の政治の動向や社会状況からして、「八三実調」が刑法改「正」――保安処分新設の布石となること「臨調・行革」路線のもとでの医療費抑制の基礎資料とされることも十分に予想されることである。

こうした危機的状況を背景として、全国的な反対運動が展開されはじめた。まず八三年六月五日、全国「精神病」者集団・全障連・精神科医全国共闘会議などの呼びかけによって、「八三精神衛生実態調査阻止全国共闘会議」が結成された。このことは、「一九七三年の実態調査阻止運動は、自然発生的な中枢指導部のない全国闘争だったといわれています」（吉田おさみ）「精神障害者」の解放と連滞」新泉社P七〇）ということから考えて、大きな前進と評価してよいだろう。

「実調」阻止をめざす全国組織の結成につづき、日本精神神経学会等の反対決議があいついだ。さらに、今回の調査業務にたずさわるであろう労働者の組織――自治労も反対決議をあげ、都道府県本部に業務拒否。行政交渉をよびかけた。

こうした全国的な闘いの高揚によって、厚生省は当初十一月に予定していた一次調査を一ヶ月おくらせるとともに、調査内容そのもの変更を余儀なくされるにいたつたのである。

厚生省のこの方針変更が運動の盛り上がりによるものであることはうたがいがいが、それとともに、政府内部（行政管理庁）からもクレームがつくほどズサンで、人権侵害の疑いのある調査だということも厚生省が自ら暴露したともいえるだろう。

しかし、いかに表面をとりつくりつつも、厚生省の修正案に本質的な変化はなかった。反対運動は、そのギマン性をつく。かたや都道府県の自治体は、厚生省の「ヘンシン」に動揺し混乱する。そしてついに、滋賀・神奈川で「実調」阻止がからとられたのだ。その他、北海道・山形・埼玉・東京・大阪・徳島・福岡などでも、調査保留の状態のまま現在にいたつているのである。

### III

以上いふんあらうばい報告となったが、今日までの「実調」阻止闘争の経過をかんたんにかえってきた。ところで、この「実調」阻止闘争は労働者（階級）にとつて、どんな意味をもつた闘いなのだろうか。滋賀・神奈川をはじめとした「実調」阻止闘争の勝利的展開は、いかなる教訓を、われわれに与えているのだろうか。

これらの点について、とりあえず二つのことを指摘しておきたい。まず第一に指摘すべきは、大衆的な実力闘争の重要性ということである。「実調」中止あるいは保留（実質的には、その少なからぬ部分が中止となるであろう）をかちとつたのは、広範な人々の結集による直接的な行政交渉にほかならない。議会でのとりひきによるものでもなければ、革新自治体だからできた、というわけでもない。

（もちろん中止ないし保留をかちとつている自治体のいくつかは、いわゆる「革新自治体」とされているところであることを否定するわけではない）それぞれの地域の実情や運動団体の力量等を考慮しつつ、可能なかぎり大衆的で、しかも可能なかぎりの実力闘争が勝利をもたらした、といつてもけつして過言ではなからう。われわれは、いわゆる革新自治体論や議会主義――これは、かの第四インターが昨年六月の参議院選挙で「社共・無党派市民連合に投票せよ」とよびかけたことからもしれるように、新左翼諸党派の中にもそのカゲをおとしつつある傾向だ――を批判するという見地から、今回の一定の勝利をもたらした大衆的実力闘争の重要性をしっかりと確認する必要があるだろう。

さて第二にふれておきたいのは、「実調」阻止闘争をはじめとした種々の差別反対の闘いに労働者（階級）が参加することをとおして排外主義と闘争することの重要性である。このことは、労働者（階級）が資本主義の「墓掘り人」としてある自らの歴史的使命を遂行し、新しい社会の主人公へと自己をたかめあげるためにも不可避の課題であろう。

こう考えたとき、厚生省にも劣る人権感覚。差別意識により「実調」阻止闘争に敵対している日本共産党の排外主義を、われわれは、

けつして許すことはできない。かの偉大な光州蜂起の直後、南朝鮮人民の苦闘をふみにじるようなスローガン「日本を第二の韓国とするな」をもちだし、排外主義のチャンピオン」の座を確たるものとした日共は、またぞろその「チャンピオン」ぶりを十二分に発揮した。

彼らは「実調」阻止闘争を「敗北主義」ときめつけ、「調査を拒否するべきではない」（『赤旗』八三年十月二四日）という意見を表明しているのである。しかもこの意見は、政府内部からさえも「人権侵害の疑いあり」というクレームがつけられていた方針変更以前：の調査に対してのものなのだ！

厚生省による今日までの精神衛生行政の差別性、「精神障害者」が過去・現在にわたつて余儀なくされている被差別・被抑圧の状況などについての考慮は、ここでは全くみられない。このようなかたちで労働者（階級）を排外主義の沼地へつれていこうとする日本共産党を、われわれは断固糾弾する。

### IV

戦前、刑法学者であつた滝川幸辰はその著「刑法読本」のなかで、こんなことをかいている。

「刑法の社会防衛的任務は、ここでは崩壊過程に踏こんだ資本主義社会を大波のように押寄せてくる大衆運動から防衛することではなければならない。防衛の相手は従前の窃盗等々の非組織的犯人ではなく、鋼鉄の組織をもつ無産大衆である。無産大衆を弾圧する目的に向つて資本主義国は一せいに刑法の改正に着手している」

この指摘は、滝川の時代にかぎったことではけっしてない。現在政府―法務省が強行せんとしている刑法改「正」のなかで、労働運動や大衆運動の弾圧をもくろんだ集団犯罪類型の新設や重罰化などがその主たるポイントとされていることから考えても、それは明らかだろう。

昨年の暮れに発足した第二次中曾根内閣の法務大臣―住栄作が就任にあたっての会見で、刑法改「正」の早期実現にむけて、なみなみならぬ「意欲」をしめした。まさしく事態は、急をつけている。

「正」のところでもふれておいたが、今回の「八三実調」は、刑法改「正」（―保安処分新設）のための基礎資料とされる危険性が

おおいにある。その意味では、今回の「実調」阻止闘争は刑法改「正」―保安処分新設策動を粉砕していく闘いの前しよ戦と位置づけられるだろう。刑法改「正」―保安処分新設の強行が、治安管理体制のさらなる強化をもたらすことは、まちがいない。「精神障害者」（をはじめとした被差別人民）との連帯を構築。深化させながら差別・排外主義と闘争することが、労働者（階級）にはますます問われてきているといえよう。

労働者（階級）は、こうした視点にたち「八三実調」阻止闘争に注目し、かつ自らが闘いに参加しなければならぬ。

火花 第三十号

発行日 一九八四年二月一日

編集発行 共産主義者同盟（火花）

定価 三〇〇円